

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

GREEN×EXPO 2027 水道局展示物企画・制作業務委託

2 履行期限

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

受託者社内ほか

4 業務目的

2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指している。

本市は、このGREEN×EXPO 2027において、会場のUrban GX Village内に建物空間を活用した発信拠点（以下「発信拠点」という。）を設け、横浜らしいグリーン社会におけるまちや暮らしを全国・世界に向け発信する。この発信拠点の室内及び外構において「未来のまちや暮らしの風景」を展示表現するとともに、そのまちや暮らしを支える未来の先進技術や取組の展示（以下「先進技術・取組の展示」という。）として、グリーン社会を実現するカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブなどの先進技術・取組に関わる様々な展示の展開を想定している。

本業務は、横浜市水道局がこの「先進技術・取組の展示」の一環として、環境に優しい水道システムについて発信をするために、①市民、企業との協働による水源林保全の取組、②会場内の水道水が水源からの高低差を利用した電力消費の少ない「環境にやさしい水道システム」で届けられていること（脱炭素の取組）をテーマとした展示物の企画及び制作並びに設置を行うことを目的とする。

5 業務概要

前項の目的を意識した展示物の展示手法・デザインの提示、制作及び設置すること。

(1) 展示物の展示手法・デザインの提示

受託者は、委託者の業務目的を踏まえた展示物の展示手法及びデザインを検討し、委託者へ提案する。なお、展示物の検討にあたっては発信拠点の方向性・条件を踏まえて行うこと。

展示物の内容については委託者と十分協議して決定するものとし、委託者が示した意見を基に修正を行うこと。

(2) 展示物の設計・制作

受託者は、委託者の合意及び発信拠点の確認を得た展示手法・デザインを基に展示物を設計・制作する。また、受託者は、委託者と協議の上で必要と判断した場合、試作品を委託者へ提示し、委託者が示した意見を基に調整を行う。加えて、展示物の維持・管理に関する基本的な事項についても併せて整理を行い、展示物の取扱説明書を作成すること。ただし、日常的な軽微な管理に留まるような運営負荷のかからない手法となるよう配慮すること。

(3) 展示物の設置・管理

ア 設置日時

令和8年11～12月頃を予定しており、詳細は委託者との協議の上で決める。なお、委託者が提示する発信拠点の搬入出及び安全管理ルールに沿って設置すること。

イ 設置場所

GREEN×EXPO 2027 会場（旧上瀬谷通信施設跡地）の Urban GX Village 横浜市発信拠点内における委託者指定の場所。

ウ 設置後の対応

履行期限までに、故障・破損等の不具合が生じた場合は、受託者が修繕すること。

(4) 打合せ・協議等

必要に応じて適宜、打合せや協議等を行う。打合せは対面または WEB での対応とし、実施方法は委託者と協議する。なお、打合せには本市関係局職員や本市関係局発注業務の受託者等が参加する場合がある。

また、契約締結後速やかにスケジュール・工程表を委託者に提示し、合意を得ること。スケジュール作成に当たっては、制作過程で、委託者による展示内容の確認及び修正意見の提示が実施できる十分な日数を設けること。

6 展示物の規格等

(1) 展示物検討にあたっての留意事項

発信拠点の全体の方向性を踏まえて、展示物の検討を行う。主な留意事項は以下とする。

- ① 共通展示什器：発信拠点で共通の意匠デザインの展示什器を用意する。展示什器の大きさは、底面積 0.675 m² (750mm×900mm) 程度を最大サイズ（展示什器の高さは受託後に確定し次第別途共有）とし、展示物に合わせた最適なサイズに調整する。
- ② 展示物は底面積 0.675 m² (750mm×900mm) 以下を基本とし、共通展示什器を含めた高さに配慮して検討する（天井高は受託後に確定し次第別途共有することとし、委託者と協議の上で展示物の高さを決定する。）。展示物の形状は、隣接する展示物や来場者の動線を妨げないものとする。展示物の向きは、発信拠点内の動線上、多方からのアクセスではなく一方向からアクセスできる案を基本とする。なお、開催期間中（192日間）の展示に耐えうる材質・構造とすること。
- ③ 電気設備は、コンセント渡しを想定。電源を得るために共通展示什器天板に加工が必要となる場合は、必要な位置やサイズも検討し、必要に応じて委託者と調整すること。
- ④ 原則として、管理・運営負荷がかからないものとする（VR等1回の体験人数が著しく少な

く入替の手間がかかるもの、体験の都度対応が必要なものなどは不可)。

(2) イメージ

展示物のイメージは以下のとおりであるが、専門的な見地からの創造性ある自由な提案を期待する。

- ・取組の展示方法は、「触れる、覗く、動かす、探す」などの動作を交えて紹介する等、来館者の好奇心や探求心をくすぐるような体験型の表現・展示手法を取り入れた展示物とする。
- ・多くの来場者が訪れることに配慮した展示物とする。
- ・市民、企業との協働による水源林保全の取組について伝え、水源林保全活動への参加を促すような展示物とする。
- ・会場内の水道水が水源からの高低差を利用した電力消費の少ない「環境にやさしい水道システム」で届けられていること（脱炭素の取組）について発信できる展示物とする。
- ・会場内に設置する給水スポットの水道水が、環境に優しいゼロカーボンウォーター（仮称）であることを発信し、給水スポットの利用促進を図れるような展示物とする。
- ・横浜市水道局の取組を、幅広い来場者が楽しみながら理解することができる展示物とする。

7 参考資料

- ・GREEN×EXPO 2027 横浜市発信拠点での先進技術の展示体験に関する協賛の募集について【申込は終了しました】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/2027.html>

- ・広報映像「道志水源林 森を守ることは水を守ること」

<https://www.youtube.com/watch?v=EoWiKD9G1A>

※ 映像内の情報は令和3年7月公開時点のもので、現在の情報と一部相違あり。

※ 動画内で紹介されている「はまっ子どうし The Water」は令和4年に販売を終了している。

- ・横浜市水道局ウェブページ「環境保全の取り組み」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/kankyohozen/>

- ・横浜市水道局ウェブページ「道志水源林の保全」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/suigen/>

8 業務スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年7月上旬	展示手法・デザイン案提出
7月中旬～	展示手法・デザインの協議
8月～11月	展示物制作・完成・最終確認
11月～12月	展示物の設置

9 成果物

- ・ 展示物企画書（展示手法・デザイン案など）及び設計図書
- ・ 制作物一式（造作・システム・コンテンツデータ等）
- ・ 展示物に係る取扱説明書
- ・ 業務工程表

10 著作権に関する事項

- (1) 本委託契約の成果物・制作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は横浜市水道局に帰属するものとする。また、受託者は、横浜市水道局に対して著作人格権を行使しないものとする。ただし、展示物の性質を踏まえ、委託者と詳細は協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、第三者が著作権を保有する映像・写真・図画等を使用する場合には、著作権者の承諾を得たことを委託者に報告するものとする。その際、委託者は委託料とは別に使用料等を支払わない。

11 その他

- (1) 本業務委託の実施は、令和 8 年度予算の成立が前提となり、横浜市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合がある。
- (2) 業務の実施に関してはプロポーザルの内容にかかわらず、委託者と協議の上、行うこととする。
- (3) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (4) 受託者は、委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (5) 受託者はこの委託業務を、本委託仕様書のほか、横浜市契約規則、横浜市委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項等の関係法令等に基づき実施すること。
- (6) 本委託業務による成果物に関する著作権等一切の権利は委託者に属し、受託者は委託者の承諾を得ずに、その内容の全部又は一部を使用・公表してはならない。
- (7) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。